

- 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文七号）（抄）
- 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年六月二日法律第六十七号）（抄）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中建築基準法第五十一条の改正規定公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第四条並びに附則第五条及び第六条の規定公布の日